

中等度難聴高齢者への補聴器購入費助成事業

【目的】

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢の方に対して補聴器購入費の一部を助成することで、閉じこもりや認知機能の低下等を防ぎ積極的な社会参加及び地域交流を支援します。

【対象】 ※すべてに該当する方

- 町内に住所がある満 65 歳以上の方
- 障害者総合支援法に基づく補聴器支給の対象とならない方
- 両耳の聴力レベルが概ね40～70dBで県の聴覚障害区分指定医に補聴器が有用であると判断された方
- 労働者災害補償保険法やその他の法令に基づく保険給付又は支給の対象でない方
- 暴力団員および暴力団関係者でない方
- 過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことがない方
- 医師の処方に基づきテクノエイド協会認定補聴器専門店で購入した補聴器

【補助額】

- 購入費（付属品等含）の 1/2、100円未満は切り捨て
- 片耳両耳を問わず上限 30,000 円

【補助金申請から助成金受け取りまでの手順】

- ① 医療機関（鳥取県指定医）を受診して申請書に証明を受ける
↓ ※診察料、文書料は自己負担です
- ② 認定補聴器専門店の見積りをもらう
↓
- ③ 役場に申請する（申請書、見積書、納税確認同意書を提出）
↓
- ④ 交付決定後に補聴器を購入する ※決定前に購入されたものに対しては補助できません
↓
- ⑤ 役場に報告する（完了届兼実績報告書、領収書、請求書を提出）
↓
- ⑥ 助成額確定後に補助金が振り込まれる ※役場に登録されている口座が必要です